大桑村DX推進計画

令和8年10月

目次

第１章　DX推進計画

1. 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
2. 計画の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
3. 計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
4. 計画の対象範囲・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2

第２章　現況と課題

1. 大桑村を取り巻く状況・・・・・・・・・・・・・・・3
2. 主な課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3

第３章　基本理念と方針

1. 基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
2. 基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
3. 重点取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
4. システム整備方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
5. 個別事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9
6. 財源活用の考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・9

第４章　計画の管理及び運用

1. 推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
2. 情報セキュリティ及び個人情報保護・・・・・・・・・11
3. 進行管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
4. 計画の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12

その他

1. 用語の整理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13

第１章　DX推進計画

1. 計画策定の趣旨

本村では、人口減少、少子高齢化の進行、地域社会の担い手不足、住民ニーズの多様化など、行政を取り巻く環境が大きく変化している。このような中、本村の最上位計画である「第６次大桑村総合計画」に掲げる将来目標『ここに住みたい ここで暮らしたい ここで育てたい 大桑村』を持続的に実現していくためには、限られた人的資源の中で業務の効率化と住民サービスの利便性向上を同時に進めることが不可欠である。

近年、デジタル技術の進展により、行政手続のオンライン化、情報発信の迅速化、内部事務の効率化、情報共有の円滑化など、多様な分野で改善の可能性が広がっている。一方で、従来の紙や対面を前提とした業務が残っていること、システムや機器の更新が必要なこと、情報セキュリティ対策を継続的に講じる必要があることなど、本村においてもデジタル活用に向けた課題が存在している。

このため、本計画は、本村におけるデジタル活用の基本的な方向性を明らかにし、住民の利便性向上、行政運営の効率化及び安全で安定した情報基盤の確保を図るため、必要な施策及び事業を計画的に推進することを目的として策定するものである。

2. 計画の位置付け

本計画は、「第６次大桑村総合計画」を最上位計画とし、これに基づく村づくりの各種施策をデジタル技術によって支え、牽引するための分野別計画として位置付けるものである。また、本計画は、地方財政法に基づくデジタル活用推進計画として、情報システム、情報通信機器その他のデジタル活用に資する設備等の整備を計画的に進めるための基本となる計画とする。

本計画の推進に当たっては、総合計画、行財政改革に関する方針、情報セキュリティポリシーその他関連する計画等との整合を図るものとする。

3. 計画期間

本計画の計画期間は、令和8年度から令和11年度までの3年間とする。

ただし、国の制度改正、社会経済情勢の変化、技術動向、財政状況その他の事情により、必要があると認めるときは、計画期間中であっても内容の見直しを行うものとする。

4. 計画の対象範囲

本計画の対象範囲は、次に掲げる分野とする。

- 住民サービスのデジタル化に関する取組
- 行政内部事務のデジタル化に関する取組
- 情報システム及び情報通信機器の整備に関する取組
- 情報セキュリティ対策に関する取組
- データ活用及び庁内情報連携に関する取組
- デジタル活用を推進するための体制整備及び人材育成に関する取組

第２章　現況と課題

1. 大桑村を取り巻く状況

本村では、人口減少及び高齢化の進行に伴い、今後の行政運営において、限られた職員体制の中で安定した行政サービスを維持していくことが重要な課題である。住民生活に密着した行政サービスを継続的に提供するためには、従来の業務の進め方を見直し、効率的かつ効果的な行政運営を実現する必要がある。

また、住民の生活様式や情報取得手段は多様化しており、窓口での対面対応に加え、時間や場所を問わず手続や情報取得が可能な行政サービスが求められている。災害時や感染症の拡大時においても、必要な情報を迅速かつ的確に発信し、行政機能を継続していくためには、デジタル技術の活用が重要である。

その一方で、デジタル機器やサービスの利用に不慣れな住民への配慮も必要であり、誰もが利用しやすい形でデジタル化を進めることが求められる。

2. 主な課題

（1）住民サービスにおける課題

本村の行政手続には、依然として紙媒体や来庁を前提としたものが残っている。住民にとっては、申請や届出に時間や移動の負担が生じる場合があり、利便性の向上が課題となっている。また、各種情報の発信についても、住民が必要な情報に容易にアクセスできるよう、より分かりやすい情報提供が求められている。

（2）行政事務における課題

内部事務の一部には、紙文書による回覧、手作業による転記、複数の帳票作成など、職員の負担が大きい業務が残っている。これらの業務は、事務処理に時間を要するだけでなく、入力誤りや確認作業の増加につながる要因ともなっている。限られた職員数で効率的に業務を遂行するためには、事務の見直しとデジタル化を一体的に進める必要がある。

（3）情報基盤における課題

情報システムや端末機器、ネットワーク機器の一部には老朽化が見られ、安定的な運用の観点から更新や再整備が必要となっている。障害発生時の影響を抑え、日常業務を安定して継続するためには、情報基盤の計画的な整備が必要である。

（4）情報セキュリティにおける課題

住民情報その他重要な情報を取り扱う自治体として、情報漏えい、不正アクセス、障害等への対策を継続的に強化する必要がある。新たなシステムや機器を導入する際には、利便性だけでなく、安全性、信頼性及び継続性の確保に十分配慮しなければならない。

（5）推進体制における課題

デジタル活用を効果的に進めるためには、特定の部署だけでなく、全庁的な連携と共通理解が不可欠である。しかしながら、個別の課題への対応が先行し、全体最適の視点での取組が難しい場合がある。今後は、総務係、財政係、企画情報係及び各所管課が連携し、計画的に取組を進める体制づくりが必要である。

第３章　基本理念と方針

1. 基本理念

誰もが利用しやすく、持続可能で、安心して使える行政デジタル化を推進し、「ここに住みたい ここで暮らしたい ここで育てたい 大桑村」を実現する。

本村は、「第６次大桑村総合計画」が目指す将来像の達成に向けて、住民の利便性向上と行政運営の効率化を両立し、地域の実情に即した持続可能な行政サービスを実現するため、住民本位の視点に立ってデジタル活用を進めるものとする。

2. 基本方針

（1）住民サービスの利便性向上

住民が必要な手続や情報に、より分かりやすく、より利用しやすい形でアクセスできるよう、行政手続のデジタル化や情報発信の充実を進める。

（2）行政事務の効率化と生産性向上

内部事務の見直しとデジタル活用を進め、重複作業や紙中心の業務を縮減し、職員が本来業務により注力できる環境を整える。

（3）安全で安定した情報基盤の整備

システム、ネットワーク、端末機器等を計画的に整備・更新し、安全で安定した行政運営を支える基盤を確保する。

（4）全庁的な推進体制の確立

関係部署の連携を強化し、進行管理、人材育成及び必要な外部連携を通じて、継続的かつ計画的にデジタル活用を推進する。

3. 重点取組

（1）住民向け手続のデジタル化

住民の利便性向上を図るため、申請、届出、予約、相談その他の手続について、実施可能なものからオンライン対応を進める。あわせて、手続案内や必要書類の説明を分かりやすく整理し、住民が迷わず利用できる環境づくりを進める。これにより、子育て世代や就労世代の負担を軽減し、「ここで暮らしたい、育てたい」と思える環境を創出する。

主な取組

- オンライン申請システムの導入又は活用拡充
- 申請書、届出書等の電子化
- 手続案内の整理及び周知の充実
- 相談、予約等のデジタル対応の検討

（2）窓口サービス及び情報発信の改善

窓口サービスにおいては、記載負担の軽減、待ち時間の短縮、案内の分かりやすさ向上等につながる取組を進める。また、ホームページ、メール配信、SNSその他の手段を活用し、住民が必要な情報を適時に取得できるよう、情報発信の充実を図る。特に、移住定住、防災、子育て等の重点情報の発信を強化し、村の魅力と安心を広く届ける。

主な取組

- 窓口支援機能の整備検討
- ホームページ掲載情報の整理及び改善
- 防災、福祉、子育て等の重点情報の発信強化
- 住民向けデジタル活用支援の検討

（3）内部事務の効率化

庁内業務の効率化を図るため、文書管理、会議資料の共有、内部照会、庶務事務その他の業務について、電子化及び業務フローの見直しを進める。単に紙を電子化するだけでなく、業務の進め方そのものを見直すことにより、事務の簡素化と標準化を図る。

主な取組

- 文書管理及び資料共有の電子化
- 会議運営の効率化
- 照会、回答及び報告業務の見直し
- 業務フローの整理及び標準化
- 職員のデジタルリテラシー向上

（4）情報基盤の整理及び更新

日常業務を安定的に継続し、今後のデジタル活用を支えるため、ネットワーク機器、業務用端末、周辺機器その他必要な設備の整備・更新を進める。また、障害発生時の影響軽減や業務継続性の確保にも配慮する。

主な取組

- 庁内ネットワーク機器の更新
- 業務用端末及び周辺機器の整備
- 会議環境及び通信環境の改善
- バックアップ等の継続性確保対策の実施

（5）データ活用及び庁内連携

業務で取り扱う情報の整理及び共有を進め、部門間の連携を強化することにより、二重入力の削減、集計作業の効率化及び業務判断の迅速化を図る。

主な取組

- システム間連携の可能性検討
- 庁内情報共有の円滑化
- 集計及び帳票作成の効率化
- データ活用に向けた基礎的整理

4. システム整備方針

本村における情報システムの整備は、総務省「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画」に示された「自治体におけるシステム整備の考え方」を踏まえ、次の方針により行うものとする。

（1）基本的な考え方

人口減少社会において、本村が単独で個別にシステムを整備し、所有し続けることは、財政面及び人的資源の面から必ずしも持続可能ではない。このため、本村における情報システムの整備に当たっては、システムを「所有」から「利用」へと転換するSaaS利用を前提とし、業務の共通性が高いものについては、広域又は全国的な規模で共同して利用することを基本とする。

（2）共通SaaSの利用

「国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針」の趣旨を踏まえ、国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会において共通化の対象とされた業務・システムについては、共通SaaSの利用を推進する。

新たに情報システムを整備する必要が生じた場合は、当該業務が、他自治体等との共通化の対象又は対象候補に含まれるかを確認した上で、独自整備の適否を判断するものとする。

（3）国が統一的な取扱いを求める業務・システムへの対応

各府省庁がプラットフォームを構築し、これに接続できるシステムの整備を求めるもの又は標準仕様書を策定したシステムの利用を求めるものなど、国が自治体に統一的な取扱いを求めている業務・システムについては、その趣旨を踏まえた整備及び利用を進める。

（4）共同調達及び共同利用の活用

（2）及び（3）までに該当しない業務・システムについても、単独調達を前提とせず、長野県及び他市町村との連携による共同調達又は共同利用の可能性を優先的に検討する。

（5）調達に当たっての留意事項

情報システム及び情報通信機器の調達に当たっては、次の事項に留意する。

1. 特定の事業者に過度に依存し、他の選択肢への移行が困難となる状態を避けること
2. データの標準化及び他システムとの連携可能性を確保すること
3. 導入コストについては、導入経費のみでなく、運用経費を含めた総経費を確認すること

5. 個別事業

本計画期間中に実施又は着手を予定する主な事業は、別表『DX推進事業一覧表』のとおりとする。なお、事業内容、実施時期及び事業費は、制度改正、予算編成、調達結果等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

6. 財源活用の考え方

本計画に位置付ける事業のうち、情報システム及び情報通信機器等の整備に係るものについては、国県支出金、一般財源その他の財源に加え、関係制度に基づく地方債の活用を必要に応じて検討する。

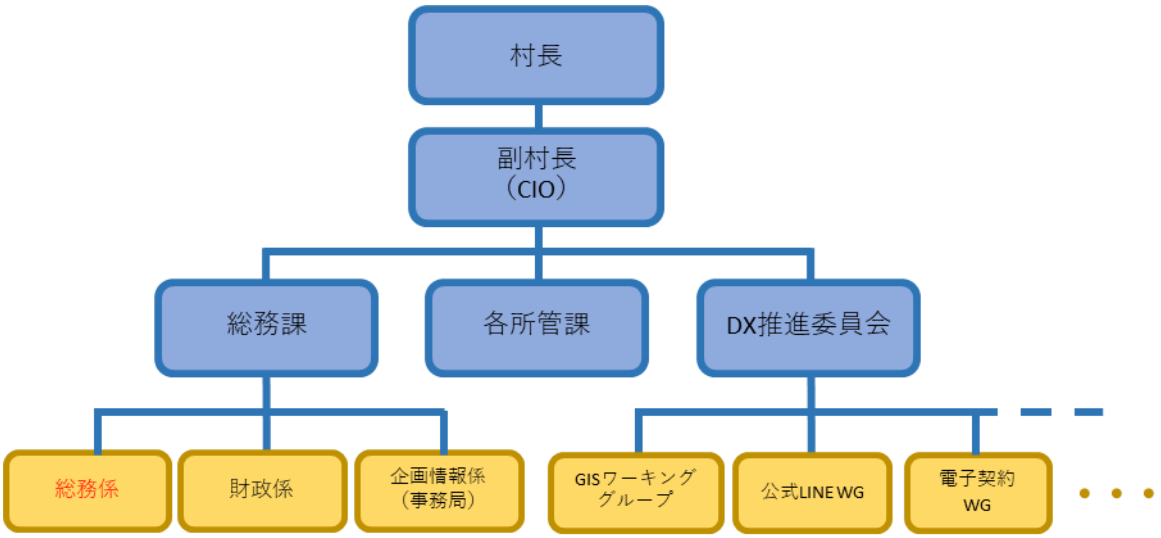
特に、デジタル活用推進事業債その他関連する地方債制度については、対象要件、事業内容、事業費区分等を確認の上、適切に活用するものとする。

第４章　計画の管理及び運用

1. 推進体制

（1）庁内推進体制

本計画の推進に当たっては、全庁的な連携の下で取り組むものとし、総務部門、財政部門、情報政策部門及び各所管課が相互に連携しながら事業を進める。



- 総務係

  庁内ルールの調整、ペーパーレス化や業務効率化の効果測定
- 財政係

  財政調整、起債制度等への対応
- 企画情報係

  計画全体の進行管理、システム・機器・ネットワーク等の技術的支援
- 各所管課

  個別事業の企画、実施及び効果検証
- DX推進委員会

  計画策定、事業の検討・分析、事業評価、ワーキンググループの設置

（2）外部との連携

必要に応じて、国、県、関係機関、民間事業者その他の外部機関と連携し、専門的知見を活用しながら計画を推進する。

（3）人材育成

デジタル活用を継続的に進めるため、職員研修、実務を通じた学習、外部研修の活用等により、職員のデジタルリテラシー及び実務対応力の向上を図る。

2. 情報セキュリティ及び個人情報保護

デジタル活用を進めるに当たっては、住民情報その他の重要情報を適切に保護し、安全で信頼性の高い行政サービスを提供することが必要である。このため、関係法令、本村の情報セキュリティポリシーその他の内部規程に基づき、必要な安全管理措置を講ずるものとする。

新たなシステム導入や機器整備に当たっては、利用者認証、アクセス権限管理、ログ管理、バックアップ、障害時対応等の観点を十分に踏まえ、安全性及び継続性の確保に努める。

また、個人情報の取扱いについては、関係法令等に基づき、取得、利用、保管及び提供の各段階において適切に対応するものとする。

3. 進行管理

本計画に位置付けた施策及び事業については、毎年度、進捗状況、課題及び効果を確認し、必要に応じて改善を図るものとする。

進行管理に当たっては、主に次の観点から確認を行う。

- 住民サービスの利便性向上につながっているか
- 行政事務の効率化及び負担軽減につながっているか
- 情報システム及び機器が安全かつ安定的に運用されているか
- 計画に位置付けた事業が適切に進められているか

必要に応じて、所管課への聞き取りや実績の取りまとめを行い、計画の実効性を高めるものとする。

4. 計画の見直し

本計画は、国の制度改正、社会情勢の変化、技術動向、財政状況、事業の進捗状況その他の要因を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとする。

特に、個別事業の内容、実施年度、事業費及び財源については、毎年度の予算編成及び制度運用の状況を踏まえて柔軟に調整する。

その他

1. 用語の整理

- DX（Digital Trans[=X]formation）

デジタルトランスフォーメーションの略称。デジタル技術を活用して、住民サービス、業務、組織運営等の在り方を変革すること。

- ICT（Information and Communication Technology）

情報通信技術全般をいう。

- オンライン申請

インターネット等を活用して行政手続を行う仕組みをいう。

- 情報基盤

情報システム、ネットワーク、端末機器その他デジタル活用を支える基礎的環境をいう。